

(お知らせ)

令和 2 年 9 月 2 4 日

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

担当：保健福祉局医療衛生推進室

電話：075-222-4244

新型コロナウイルス感染症患者の退院及び入院勧告の解除について

本市において発表しました新型コロナウイルス感染症患者について、厚生労働省の退院に関する基準に合致し、下記のとおり 15 名について退院又は入院勧告が解除されましたので、お知らせします。

記

事例	退院又は入院勧告解除の日
本市 941 例目	9月 1日
本市 1174 例目	9月 20日
本市 1178 例目	9月 21日
本市 1185 例目	9月 21日
本市 1183 例目	9月 22日
本市 1191 例目	9月 22日
本市 1199 例目	9月 22日
本市 1205 例目	9月 22日
本市 1137 例目	9月 23日
本市 1193 例目	9月 23日
本市 1206 例目	9月 23日
本市 1211 例目	9月 23日
本市 1219 例目	9月 23日
本市 1223 例目	9月 23日
本市 1224 例目	9月 23日

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- 1 発症日^{*1}から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - 2 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後^{*2}24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- * 新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の場合
原則として次の1に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の2に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。
- 1 発症日から10日間経過した場合
 - 2 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日^{*1}： 患者が症状を呈し始めた日。無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日。

症状軽快^{*2}： 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。